

観光振興のための税制

(1) 外客来訪促進地域の宿泊拠点地区において政府登録ホテル・旅館が整備する一定の設備等に係る特例措置の延長及び拡充

外国人観光旅客の地方圏への来訪を促進するため、外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律において規定される外客来訪促進地域の宿泊拠点地区における政府登録ホテル・旅館の外国人観光旅客の利用に資する設備・施設に係る特例措置の適用期限を延長するとともに、特例措置の対象を拡充する。

(延長)

法人税・所得税：特別償却30%又は税額控除7%

特別土地保有税：非課税

事業所税（新增設）：非課税

(拡充)

法人税・所得税の特例措置の対象設備に「露天風呂等入浴設備」を追加〔現行：旅館業用電子計算機、ちゅう房設備、同時通訳用放送設備〕



税制措置による効果

- ・来訪地域の多様化の進展
- ・国際相互理解の進展
- ・地域経済の活性化

(2) 政府登録ホテル・旅館が行う誘導的基準以上の施設・設備の整備に係る特例措置の創設

外国人観光旅客に対する接遇や利便性の向上をより図るため、政府登録ホテル・旅館が行う誘導的基準以上の施設・設備の整備に係る特例措置を創設する。

法人税・所得税：特別償却30%又は税額控除7%

(参考) 一般的基準：これを満たすことが登録の前提となる、下限としての基準

誘導的基準：人にやさしく便利な施設・設備の設置を誘導するための基準

